

## 長岡都市圏交通円滑化総合計画策定委員会設置要領

### (設置)

第1条 長岡都市圏（長岡市、見附市、小千谷市及び出雲崎町）における円滑な交通処理計画を策定するため、長岡都市圏交通円滑化総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 前計画の効果検証に関する事項
- (2) 交通状況の実態把握とその課題に関する事項
- (3) 課題に対する交通戦略の方針検討に関する事項
- (4) 総合的な実施計画の検討及び調整に関する事項
- (5) その他、計画策定に必要な事項

### (任期)

第3条 委員の任期は、就任の日から平成27年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から長岡市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営に必要であると認めるときは、専門的知識及び経験を有する者をオブザーバーとして会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、長岡市土木部土木政策調整課に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成24年9月24日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。